

1 議 事 日 程

〔令和8年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

令和8年6月15日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第40号 太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 請願第1号 西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	入江 寿 議員	副委員長	今 泉 義 文 議員
委 員	岡 林 直 人 議員	委 員	木 村 彰 人 議員
〃	堺 剛 議員	〃	陶 山 良 尚 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

都市整備部長 (併公営企業担当)	伊 藤 健 一	観光経済部長	竹 崎 雄一郎
都市計画課長	古 賀 千年志	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	橋 本 典 明
建設課長	堀 修一朗	産業振興課長	満 崎 哲 也
国際・交流課長	瀧 上 幸 治	上下水道施設課長	清 武 伸 寿
上下水道課経営管理係長	内 野 いづみ		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	杉 山 知 大	議 事 課 長	花 田 敏 浩
議事課庶務係長	大 塚 春 菜	書 記	木 村 幸代志

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

日程は、お手元に配付しているとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第40号 太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（入江 寿委員） 審査に入ります。

日程第1、議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） おはようございます。

それでは、議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は34ページから38ページ、条例改正新旧対照表は53ページから57ページです。

この条例は、地域の森林等において、土地利用上の目的を持って立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却するため、火入れを行う場合、森林法に基づき市長の許可が必要とされており、そのルールを定めたものです。

今回の改正は、近年の大規模林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、関連する筑紫野太宰府消防組合火災予防条例が改正されました。これに伴い、整合性を図るため、本条例を改正するものでございます。

改正のポイントは、大きく二つございます。

1点目は、今回の改正の主目的である第15条の火入れの中止の改正でございます。

議案書36ページ、新旧対照表の55ページをお開きください。

第15条の第1項及び第2項では、火入れの中止や実施中の火の消火を求める条件を定めておりますが、この条件に新たに林野火災に関する注意報を追加するとともに、従来の異常乾燥注意報を現在の気象情報に合わせて、乾燥注意報に改めます。これにより、乾燥注意報、強風注意報、火災警報に加え、今後は林野火災に関する注意報のいずれかが発令・発表された場合には火入れができなくなり、また、実施中の場合は速やかに消火することが義務づけられます。

次に、2点目は、第1条の条例の目的規定の明確化です。

議案書35ページ、新旧対照表53ページをお開きいただきたいと思います。

現行の第1条にも森林法に基づくことは示されていますが、条例の趣旨をより明確にし、森林環境の保全に資するという目的を明記するため、条文の全文を改正するものでございます。

その他改正につきましては、条文の引用箇所の修正のほか、字句、様式の整理に伴う改正であります。

説明は以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ご説明ありがとうございます。

先ほどのご説明でいくと、多分、今年、いろんなところで全国的に森林火災等があつて、大船渡市とか久留米でもあつて、あれは山火事だと思います。今回、ちょっと火入れということでも私も詳しくないので、実際、太宰府市において、そういった火入れに起因する事故とかトラブルとか、過去あつたのかどうか、その点が1点。

それと、今回、この15条で注意報・警報が加わったわけですけども、これは法改正に伴うことなので、これは認識いたしますが、仕組みはどうなっているのか。どなたの権限で発令されて、受益者である申請者の方が、中止なのか、申請を取下げなのか、ちょっと分からないです。あと、周知方法ですね。どのように周知方法を、仕組みという形でちょっとお示しいただければと。

それと、この法改正によって、実際、市民の方々の安全保障というのがどういうふうに向上下するのか、強化されていくのか。その辺りが、もし、ご見解があればお尋ねしたいと思います。

3点についてお願いいたします。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） まず、過去の火入れに関しての事故ということでございますが、これまで、この火入れというのが、説明の中でも申し上げましたが、立木竹、それから雑草、これの面的な焼却行為ということになります。そういうことでの過去の事故等についてはあつてないというふうに認識しております。

それから、注意報の発令でございますが、これは、筑紫野太宰府消防組合の消防長が、火災予防条例に伴いまして、林野火災の注意報や警報を発するという権限を有しているということでございます。

また、周知に関しましては、なかなか、この火入れというものが、先ほど申しましたような行為、それから、この目的が森林法に定めているものでございまして、例えば、これが条件的には開墾の準備であつたりとか、害虫の駆除であつたりとか、それから、太宰府ではないんですが、採草牧、いわゆる家畜の飼料のための草、これを育てるために火入れをするということがありますけど、そういったものが限定されているということで、なかなかないんですけど、なかなか農家が行うような野外焼却に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で基本的

には原則禁止になっているんですが、例外規定として、害虫駆除であつたりということで、野外焼却ということで、1か所に集めて燃やしたりすることという行為がございます。こういった行為につきましては、森林法でいう火入れには該当しないということではありますけど、その辺りにどういったものが該当してくるのかということを今後、主には市内の農家の方に農事組合長会議であつたりとか、年に1回開催しております営農経営座談会、こちらのほうでより一層の周知を図っていくというところで考えております。

この条例を改正することによって、やはり野外での焼却行為というのは非常に危険であるところ、こういったところも含めて市民の方には、特に山際の火の取扱いとかいうものを気をつけてもらうということにもつながってくるかと思しますので、火入れではございますけど、そういうところも含めて周知を図っていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

岡林委員。

○委員（岡林直人委員） すみません、実際、火入れ条例での火入れの申請書とか、それから許可証というのが、過去というか、ずっとあっていたと思うんですけども、実際、太宰府市でこういったものが出されて、火入れをされているというような実例というのはあるんでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 過去どうだったかということでございますが、記録が残っている過去5年間、実績等に関しては、ないというところでございますので、火入れに関しては、やはりよっぽどのことになってくると思います。なかなか、先ほども申しましたように、野外焼却と火入れの違いというところで、実際には野外焼却、例えば、地域のほうでやっているようなどんど焼きとかいうのは火入れにはちょっと該当しないということではありますけど、そういった行為をする場合は、必ず消防署のほうには3日前までに届けをしなきゃいけないというのもあります。そういったところではあるんですが、今回、この森林法でいいます火入れに関しては、確認する限りでは、申請の実績はないということでございました。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） ほかに。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 提案理由説明の中では、林野火災注意報、警報という形でご説明あったんですけども、林野火災の注意報と警報は、当然、警報のほうが重たいと思うんですけども、二つの違いをご説明いただきたいと思います。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 林野火災注意報につきましては、過去3日間、降水量が1ミリ以下というときで、主に1月から5月の期間に発することが多いと聞いております。警報につま

しては、この注意報プラス強風注意報、これが発令された場合に警報を発するというふうになってるというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） この火入れ条例の中では、注意報だけなんですね。もう注意報でも恐らく許可証を出さないというふうに判断されると思うんで、それで警報という文字が上がってきていないんだと思うんですけど、その確認をしたいんですが。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 今、委員さんがおっしゃるとおり、警報に関しては規定のほうは入れておりませんが、先ほど申しましたように、もともと火災警報というのは入っております。また、強風注意報が発令された時点で、もう火入れのほうは中止、実際、入れている場合は消火していただくというところが規定がございますので、今回、警報については、あえて条文のほうには入れていないというところでございます。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 最後です。

火入れに関する火災、林野火災というのはなかったということで、これは安心したんですけども、本市でも、たしか過去、林野火災があったような気がします。そこで、関連ですけど、林野火災を予防するために、恐らく消防本部、消防団、あと自衛隊も、恐らく連携、既に机上では取っていらっしゃると思うんですけども、まず、火入れ以外の火災の原因、それと、その予防体制というのはどういうふうになっているのか、もう一度ちょっと教えていただきたいです。

○委員長（入江 寿委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（満崎哲也） 一つは、この条例があることで、火入れという部分に関しては、なかなか簡単にできないと。当然ながら、消防法でも警報時には罰則規定があったりとか、森林法においても、市長の許可をいただかないでされた場合には、当然ながら、森林法に伴っての罰則規定でございます。

日頃の林野火災の防止ということに関しては、太宰府市の消防のほうでも、火災がよく発生するような春先であるとか、そういったところで、山林火災を想定したような訓練がなされているというふうに聞いております。また、人がよく歩いて回るような場所といいますか、登山道、そちらのほうにも、山火事防止というようなことを周知看板等を掲げる中で、たばこの吸い殻を捨てないとか、そういったところは周知が図られているところはございます。

以上でございます。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかにございませんかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 大丈夫ですかね。

では、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 請願第1号 西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書

○委員長（入江 寿委員） 日程第2、請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」を議題とします。

請願の審査につきましては、太宰府市議会会議規則第140条で委員会は審査のため必要があると認めるときは、紹介議員に説明を求めることができることとなっております。

よって、今回、紹介議員であります瀬筒義久議員に本委員会に出席いただき、説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） では、瀬筒義久議員に出席を求めます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時15分

○委員長（入江 寿委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

瀬筒議員におかれましては、当委員会に付託されました請願第1号の審査のため、委員会に出席していただき、ありがとうございます。

それでは、請願第1号の審査を再開したいと思います。

まず、瀬筒議員、補足説明等があればお願いしたいと思います。

瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） おはようございます。今回の請願は、西鉄都府楼前駅周辺に直ちに大規模な整備や予算措置を求めるものではありません。現在、進められております第2次都市

計画マスタープランの見直しにおきまして、西鉄五条駅周辺との役割分担を踏まえながら、西鉄都府楼前駅周辺の位置付けや方向性を整理していただきたいという趣旨の請願であります。

特定地域の優先を求めるものではなく、太宰府市全体の持続可能な多極型都市構造につなげるため、議会で審査をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから紹介議員に対し、質疑ありませんか。

岡林委員。

○委員（岡林直人委員） ありがとうございます。

今回の請願について、ちょっと請願者の思いを伺いたいと思うんですけども、我々議員というのは、何かしら市民の方から意見を伺ったときに、この請願以外にも一般質問とか、様々な方法で議論はすることができるかなと思います。一方で、今回は、この請願というかなり重たい意見表明で、我々の議会として、市民の意見を議論することになったかなと思いますので、そこまで多分、請願を出された方も強い思いを持って、瀬筒議員であつたりとか、紹介された門田委員へこの思いを届けられたのかなと思いますので、請願者の方がどういった思い、どういった考えでこの請願を出すことを議員のほうに言われたか、いま一度、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） ありがとうございます。

この請願者は国分にお住まいの方で、長年、都府楼前駅前周辺に関わる中で、駅周辺が太宰府市の玄関口の一つでありながら、現行の都市計画マスタープランでは十分な位置付けがされていないということに課題意識を持たれていらっしゃいました。一方で、立地適正化計画では、都府楼前駅周辺が中心拠点として位置付けられており、上位関連計画との整合性を図る必要があるとの考えから、今回の請願を出されたというふうに伺っております。

また、単なる要望ではなく、市議会として議論し、市民の意思として位置付けていただきたいとの思いから、請願という手法を選択されたと伺っております。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） 岡林委員。ありがとうございます。

一方で、そういった思いを瀬筒議員、それから門田議員が受けられたと思うんですけども、そういった思いを受けて、今回、紹介者となられて請願を実際、議員として提出されていらっしゃるかなと思いますので、いま一度、議員として、紹介者としての思いとか考えがあれば、そちらも伺いたいと思います。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） 私自身も、ずっと都市計画マスタープランを読んでみまして、今年がまさに2017年に策定された都市計画マスタープラン、今年が10年目の見直しの時期であると

ということで、やはり社会情勢もかなり変わってしまっていて、たくさん変更するものとかがある、それにずっと興味を持っておりました。そこで、市民の方から相談がありまして、今回、ちょうど見直しの節目であり、将来のまちづくりの方向性を議論するよい機会であるというふうに考えまして、私と門田議員が紹介議員を引き受けたということです。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございますか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） セっかく今日、瀬筒議員に来ていただきましたので、ありがとうございます。

この請願の内容の中で、請願事項についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

1項から4項まであるんですが、各項目ごと、セっかくここまで、1項目めでは駅周辺の調和をする拠点づくりということで、どういうことをセっかくイメージされているのかなというのがセっかくあります。

それと、2点目の多極型都市構造というのは、多分、五条駅との役割分担を考えられているのかなと思いますけど、太宰府市自体は、実際の話、市内にある駅というのは太宰府駅、五条駅、都府楼前駅なので、なぜ、都府楼前駅を集中的に、今回の文面を見ると、そうじゃないよとか書いてありますけど、特に今回、ここを特筆的に選ばれた理由。それと、あと、この各項目に多極型都市構造を取る方針とか、生活ビジョン及び空間整備の方向性とかという言葉と、4項目めは、小規模な社会実験等から始められる環境整備という言葉が載っているものですか、具体的にもうセっかく詳しく教えていただければいいかなと思って、セっかく質問させていただきます。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） まず、この請願は、個別の事業を特定するものではありません、例えば、請願者としては、駅利用者の利便性向上や駅前空間の魅力向上に向けた方向性を都市計画マスタープランの中で中長期的な要望として整理していただきたいという、具体的に言えば、歩行者の安全性の向上やバリアフリー化、それから、案内サインの充実、それから、駅前空間の活用というようなことを、ただ具体的にこれをやってくれという請願ではありませんので、私の想定内では、そういうことを考えております。

それから、例えば、駅前広場を活用した、例えばイベントですね、マルシェとかそういったにぎわいの創出ができるようなことをできないかということも考えておりました、それを市全体として都府楼前駅だけじゃないんですね、そのほかの地域も含めた役割分担、それぞれの地域によって個性があると思いますんで、そこに特化したというよりも、それぞれの地域の特性を生かしたにぎわい創出を考えていただきたいというのが、今回の請願の中身であります。

○委員長（入江 寿委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ということは、今回の今、第2次の都市計画マスタープラン、やってい

ますけど、改定時期、おっしゃるとおりだと思います。それを大きく変更する要望的な請願なのか、それとも、いや、その都市計画マスタープランそのものを後ろから後押しするような趣旨の請願内容、どちらの性質の請願書と受け止めていいんですか。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） 今回、2017年の都市計画マスタープランの見直し、そして、2015年の立地適正化計画、この中では、五条駅と都府楼前駅が中心拠点として位置付けられております。その辺りの整合性を取っていただきたいというのが、一番の理由なんです。

○委員長（入江 寿委員） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そうしましたら、今、お二人が質疑されたんで、予定していたことも、私も思ったこともなかなかできなくなりましたが、請願者の思いとして、例えば、都府楼前駅周辺に何かやっぱり課題があるということで、こういうことも解決も必要ということで、いろんな思いを持って出されていると思うんですけど、その課題についてどう認識されているのかということと、あとは、さっきマルシェとかいう話もありましたが、こういった形のにぎわいづくりとか、こういうまちになったらいいなと、そういうの、請願者の思いというのは、どの程度お持ちなのか、その辺を教えてください。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） まさに陶山委員もあの辺の周辺の生活をされている方だと思います。ここ最近、考えますと、やっぱりかなり閑散としている部分があります。買物に行くにも店もないと。例えば、マルシェで買物というわけにはいきませんが、何かやることによって、あそこのにぎわいができる。もっと話ができれば、これは請願の中に全く入ってなくて、請願者との話の中で、例えば、3号線の高架下に、何かそういったコンテナのお店とか、そういったものをスーパーの代わりになるようなものを持ってこれないかとか、そういう何か生活と密着したものも請願者はすごく訴えていらっしゃると思います。買物に行くのも、交通問題もありますので、なかなか買物に行くにも不便だと。できるだけ地元で何か買物ができたりとか、そういった生活ができるような環境をつくれないうのが、請願者がとても強く思っていることです。

ただ、この請願の中には、そういう細かいことは入れておりません。

以上です。

○委員（陶山良尚委員） もう1点。

○委員長（入江 寿委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） それと、この瀬筒議員のほうで紹介議員になられた中で、例えば都府楼前駅周辺の市民の方とか、近隣の自治会長さんとか、駅前でお店をされている方、また、商工会の方とは何か話をされたのか、その辺を教えてください。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） 私自身は、通古賀自治会の人間ですので、自治会長とは話をしました。請願者の方は国分にお住まいで、国分の自治会の会長ともお話をされたと聞いております。そして、この請願に当たりまして、150名以上の今、署名が集まっております。ですので、請願に関して賛同される方もたくさんいらっしゃると思います。これからも地道に署名を集めたいとおっしゃっていましたが、この考え方は地元の方にも広がっていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 都市計画マスタープランの改定に関わる請願事項、多分、1と2だと思うんですけど、まず、請願事項1項目め、第2次太宰府市都市計画マスタープラン改訂版において、都府楼前駅周辺に生活と歴史が調和する拠点として明確に位置付けるということについて、確かに私も現マスタープランを確認しましたところ、都府楼前駅周辺についての記載内容がかなり少ない状況ですので、恐らくこれ、立地適正化計画に拠点候補地として位置付けられたからには、相応の記載をすべきだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） おおむねそのように理解しております。

ただし、単に記載量を増やしてほしいというような請願ではありません。立地適正化計画において中心拠点として位置付けられておりますので、整合性を持ってこの都府楼前駅周辺を考えていただきたいというのが請願者の考えだというふうに聞いております。

○委員長（入江 寿委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 同じ関連で、請願事項2項目め、西鉄五条駅周辺との役割分担を整理し、多極型都市構造としての方針を明示することについて、この事項の趣旨としては、西鉄五条駅周辺並びに都府楼前駅周辺とともに立地適正化計画に拠点候補地として設定された西鉄五条駅、西鉄都府楼前駅及びその他の5か所の役割分担を整理し、多極型都市構造としての方針を明示するという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（入江 寿委員） 瀬筒議員。

○紹介議員（瀬筒義久議員） おおむねそのように理解しております。

本請願は、木村議員がおっしゃったように、西鉄五条駅と都府楼前駅の二駅だけを論じるものでありません。立地適正化計画に位置付けられている中心拠点と、それぞれの役割とか特性を整理した上で、ほかの地域も含めた多極型都市構造としての考え方を分かりやすく示していただきたいという請願であります。

○委員長（入江 寿委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで質疑を終わります。

瀬筒議員におかれましては、ありがとうございます。退席されて結構でございます。

それでは、請願第1号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 大丈夫ですね。

では、これで協議を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願」に関して、賛成の立場で討論いたします。

本請願は、都府楼前駅周辺の利便性向上の重要性和その取組の緊急性を感じた市民によって提出されたものです。四つの請願事項は審議の中で確認し、西鉄都府楼前駅周辺の活性化とともに立地適正化計画に示される七つの拠点候補地を核とした多極型都市構造を改訂版都市計画マスタープランに明確に位置付けることを求める内容でした。

これから始まる都市計画マスタープランの改定に当たり、太宰府市の都市計画、まちづくりに関心を寄せる市民の意見は極めて貴重であり、改定案の充実につながるものと考えます。

以上の理由から、本請願に賛成いたします。

○委員長（入江 寿委員） ほかに討論。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 私のほうからも、この請願については賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

都府楼前駅周辺の生活利便性の向上や地域の活性化、太宰府市の将来にとって、これは重要な課題の一つであります。その実現を求める請願の趣旨には賛同いたします。

また、市民の方が請願という制度を通じて議会に声を届けられたことは、大変意義深いことであり、その思いを真摯に受け止めることが議会の役割であると考えます。

一方で、本請願の内容については、都市計画マスタープランや市の各種計画との整合性を図りながら、市全体のまちづくりの視点で進めることが大切だと考えます。

また、市が事業を進めるに当たっては、財政面や各種事業の優先順位を十分に検討するとともに、地域住民や関係者との丁寧な対話と合意形成に努めていただくことを要望し、以上の点を申し添えて、本請願が今後のよりよいまちづくりにつながることを期待し、賛成といたします。

○委員長（入江 寿委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について採択することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（入江 寿委員） 全員挙手です。

よって、請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」は、採択すべきものと決定しました。

〈採択 賛成5名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（入江 寿委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（入江 寿委員） これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年8月19日

建設経済常任委員会 委員長 入 江 寿